

海洋深層水利用学会
情報交換会参加費に関する細則

制定日：2025 年 5 月 21 日

第1条（目的）

本細則は、海洋深層水利用学会における情報交換会（懇親会）への参加に際し、学生会員の参加費に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（対象）

本細則の対象は、学生証もしくは在学証明書を有し、当該年度において学生会員として登録されている会員とする。

第3条（情報交換会参加費）

学生会員が情報交換会（懇親会）に参加する場合の費用は、原則として1,000円とする。

ただし、学会の財政状況や開催形式等に応じて、理事会の承認を経て変更することができる。

第4条（適用開始）

本細則は、2025年度より適用する。